

2025 年度事業計画書

公益財団法人 笹川保健財団

【公益目的事業】

ハンセン病対策、地域保健の推進、公衆衛生の向上を活動テーマに、すべての人々の保健の向上に貢献する事業を行う。

〔事業の概要について〕

近年、ハンセン病の患者数は減少しており、年間の新規患者数は横ばいの状態が続き、各国のハンセン病対策の優先順位が低下している。しかし、今も世界各地には「ホットスポット」と呼ばれる患者数が比較的多い地域が点在し、患者や回復者とその家族に対する偏見・差別も依然社会に根強く残っている。2019 年末に発生した世界的な新型コロナウイルスのパンデミックにより、新規患者発見活動等のハンセン病対策が停滞し、大きく新規患者数が減少した。世界が正常化するに従い、新規患者数はコロナ前の 2018 年比 86%まで回復しているものの、子供や診断時に障害を伴う患者数も増加しており、早期発見・早期治療等対策の強化が求められている。このような現状を踏まえ、当財団では、2021 年より「Don't Forget Leprosy～ハンセン病を忘れないで～」のスローガンのもと啓発活動を展開している。具体的には、当財団が有する経験・知見・人的ネットワークや資源を活用し、ハンセン病制圧や当事者に対する差別撤廃の実現に向けた対策を政策レベルで推進するとともに、当事者に対する支援等を通じて現場レベルでの着実な実施も後押しする。これにより、ハンセン病問題のない世界、すなわちハンセン病を経験したことで苦しむ人々がいなくなる世界の実現をめざす。

また、本格的な超高齢社会となった我が国では、医療施設での救命的高度医療(キュア)から地域包括医療への移行が必須となっている。この地域包括医療の柱となる、在宅での保健支援(ケア)の担い手には地域保健と福祉活動にも関与しうる看護職の役割が大きい。当財団の実施してきた研修成果により、「日本財団在宅看護センター」として現在 170 を超える事業を全国展開しているが、引き続きこれらの拡充を行うとともに、センターが主体となって、自らの健康を考えうる住民集団を創出し、主体的にケアとキュアに関与できる地域社会の構築を主導できる看護力をさらに強化していく。併せて、多様性とグローバル意識、専門性を兼ね備え、保健分野の教育・研究・実践・政策等の領域でリーダーシップを発揮できるだけでなく、他分野を含む多職種とも協働しながら国内外の社会課題の解決にも関与しうる指導層人材の育成のための留学支援を行う。

さらに、長年にわたり培ってきた放射線災害、疾病対策、公衆衛生分野における内外の専門機関や専門家等とのネットワークを活用し、適宜、発生した事態に必要な関与を行うとともに、特に次世代へのグローバル人材育成や研修プロジェクトを行う。

【1】ハンセン病アドボカシー活動

ハンセン病対策を推進するため、WHO ハンセン病制圧大使兼日本政府ハンセン病人権啓発大使の活動や調査等を通し、関係国政府や国際機関への政策提言を行う。また、ニュースレター、ウェブサイト、ソーシャルメディア等様々な媒体を通じ、ハンセン病に関する情報を発信し、関係国政府、国際機関や市民社会に対する働きかけを行う。さらに、関係国政府、国際機関、国際 NGO、研究者、当事者団体、国連特別報告者等関係者との連携強化やハンセン病対策推進に寄与する会議の開催及び出席、技術協力等を実施する。2025 年度は「Don't Forget Leprosy」キャンペーンを継続し、スリランカ・ネパール等でのハンセン病全国会議、アフリカ会議、第 3 回世界ハンセン病当事者団体会議、ウェビナーや関連イベントの開催等を実施する。

【2】ハンセン病対策活動

ハンセン病対策を推進するため、医療面（制圧）と社会面（差別撤廃・歴史保存）の双方から活動を支援する。また、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発のための活動を行う。

(1)ハンセン病制圧支援

ハンセン病の治療薬が広く普及し、2000 年に世界レベルでのハンセン病制圧が達成されると、各国政府のハンセン病対策は勢いを緩め、新規診断患者数は 10 年以上にわたり 20 万人前後で横ばいが続いた。2019 年末からの新型コロナウイルス蔓延の影響により、新規患者発見活動等のハンセン病対策が停滞し、大きく減少した新規患者数は、世界が正常化するに従い、2023 年にはコロナ前の 2018 年比 86%まで回復したものの、子供や診断時に障害を伴う患者数も増加しており（世界保健機関（WHO）ハンセン病統計）、対策の強化が求められている。このような状況を改善し、WHO 世界ハンセン病プログラム（GLP）が 2021 年から 2030 年の戦略目標として掲げる、1) 新規診断患者の 7 割削減、2) 120 か国での新規患者ゼロ達成、3) 障害を持つ患者の 9 割削減、4) 子供の発症率 9 割削減の達成に寄与するため、WHO をはじめとする国際機関、ハンセン病ゼロのためのグローバルパートナーシップ（GPZL）、関係国政府、国際 NGO、研究者、当事者団体等様々なアクターと協力する。また、ハンセン病蔓延国が主体となり、質の高い医療体制を実現し、積極的な新規患者発見活動、感染拡大の防止、早期発見・早期治療等を達成するための各国支援を行う。2025 年度は引き続きインド、ブラジル、インドネシア等ハンセン病蔓延国を対象にハンセン病対策強化を支援するとともに、モニタリング活動も充実させる。

(2)ハンセン病差別撤廃支援

ハンセン病が治療により治る病気になった今なお根強く残る偏見や差別は、患者が早期に診断を受け、適切な治療を受けることや、社会の一員として生活していくことを妨げる大きな要因となっている。病気の診断・治療が遅れると障害の発生に繋がり、それが原因で社会から疎外され更なる差別を呼ぶという負の連鎖が生まれる。このような状況を改善し、ハンセン病問題を根本的に解決するため、問題解決の中核となるハンセン病当事者団体が社会で確固たる基盤を築き持続的に発展していくための組織基盤強化、団体間ネットワーク強化、次世代リーダー育成、社会経済自立支援や教育支援等当事者のエンパワーメント等を行う。また、差別法撤廃に向けた活動、当事者への差別を可視化するための指標作成、差別の実態調査等を実施する。

また、国内において、2023年12月に実施された「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査」によると、依然としてハンセン病に対する偏見や差別が残っており、国の人権教育・啓発活動が市民に十分に浸透していないことが明らかになった。こうした状況を踏まえ、日本国内におけるハンセン病への偏見・差別を解消し、正しい理解を広めるため、ハンセン病療養所や入所者自治会等が地域住民との交流を深めるための社会交流を目的としたハンセン病問題に関する普及啓発及び地域におけるハンセン病啓発活動を支援する。

(3)ハンセン病歴史保存支援

近年、患者数の減少によりハンセン病に関わる記録や史料が急速に散逸・消失の方向にある。ハンセン病の歴史は、治療の変遷、共生社会実現のための取り組み、人権問題への提唱等、現在、そして未来によりよい社会を作るための、学ぶべき点を多く含む。ハンセン病問題克服の歴史の中から得られる知見を次世代につなぐため、各国の歴史的資料の収集・保存・展示、歴史研究、専門家の育成、関係者間のネットワーク構築等を支援する。2025年度はインド、エチオピア、ブラジル、日本等における歴史保存モデル構築事業への支援を行う。

(4)ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発

ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発と理解の促進のためのイベントや人材育成等を実施する。2025年度は2006年より開催してきたハンセン病への差別撤廃にむけたグローバル・アピール、第22回国際ハンセン病学会でのセッションの開催、インドネシア啓発セミナー、その他関連イベントの開催等を行う。

(5)国立ハンセン病資料館等の運営と啓発広報

日本におけるハンセン病に対する正しい知識の普及と偏見・差別の解消及び患者・元患

者の名誉回復を図ると共に、ハンセン病の歴史に関する貴重な資料を次世代へ継承するため、国立ハンセン病資料館及び重監房資料館の管理運営、並びに、国立ハンセン病療養所に設置され、国立ハンセン病資料館と同様の役割を果たしている社会交流会館等の運営支援を行う。管理運営にあたっては、ハンセン病に関するシンポジウムや公開講座の開催、啓発資料の作成等の業務もあわせて実施する。

さらに、「普及啓発の拠点」として喫緊の課題である無関心層への取り組み強化を図ると共に、常設展示リニューアルの検討、収蔵庫増設に向け、資料の整理保存作業を行う。

【3】 看護の啓発・普及活動

人類初の超高齢社会となった我が国において、Universal Health Coverage でもある国民皆保険や介護制度を含む、適切で効果的な地域保健制度の継続的实践のため、特に地域における看護力の強化・啓発とその普及を支援する。

(1) 在宅看護等に関する研究・調査支援

地域の保健医療サービス供給体制の向上と拡充を目指す先駆的・独創的研究活動、並びに医療・保健・看護施設や在宅看護での試行的活動や、既存の活動内で確立していない手技、対処の実態調査及び有効性検証の実践的研究活動を支援する。

(2) 在宅看護等の周知啓発活動支援

地域社会における在宅/訪問看護の確立と、その適正な活用を周知普及させ、地域に暮らす人々が予防をも含めた健康維持向上と適切な保健医療サービスの活用を理解できるように、保健医療関連の多職種連携や協働を推進、特に看護に力を入れている地域密着型の啓発活動等を支援する。

(3) 地域保健の担い手への研修及びネットワークの維持構築

地域保健の主たる担い手としての活動が期待される看護職やリハビリテーション等の医療従事者、介護職を対象とし、在宅/訪問看護、在宅緩和ケアや、生活、療養、医療、介護、看取り等に関する情報交換や啓発・研鑽の機会としての公開講座を実施する。

【4】 看護人材の育成活動

高齢化社会におけるプライマリ・ヘルス・ケアの推進を担う看護職を中心とした保健・医療・福祉従事者・学生等を対象に、地域社会における保健活動のリーダーとなりうる人材を育成する。

(1) 在宅看護人材育成

在宅看護センターの事業拡大及び持続可能性向上を図るため、在宅看護センター事業所

強化研修の他「日本財団在宅看護センター」起業家育成事業を再開する。また、在宅看護センターが「看護小規模多機能型居宅介護事業所」等を開設する際の支援を通じて、地域における包括的な在宅療養支援体制の構築を促進する。加えて、同事業所の管理者とともに保健医療看護の実態を見学し、我が国での適用の可能性や課題を検討するための各種調査研究活動を協働して行う。さらに、国内外の学術集会等で発表することにより、対外発信を行い、他機関・他職種との交流の機会を創出することで人材育成を図る。

(2) 地域保健を担う人材の育成

日本の看護師資格をもち、看護を通じた専門的活動や社会貢献の意志を有する人材が、アメリカ・カナダの実践・教育研究・行政分野でベスト10に位置する保健系大学院で、修士・博士号を獲得する機会を支援する。

本事業では、多様性とグローバル意識、専門性を兼ね備え、教育・研究・臨床・政策等の領域でリーダーシップを発揮し、多職種と協働しながら地域社会における保健活動のリーダーとなりうる人材を育成する。大学院過程を修了し、帰国した者たちによるアルムナイアソシエーション（卒業生組織）が立ち上がり、留学中の仲間の支援等の計画を進めている。

【5】 公衆衛生向上のための調査研究・企画調整・技術協力・表彰活動

(1) 公衆衛生向上のための支援

WHO等の国際機関や、国内の各種機関・組織・団体との協力の下、公衆衛生特にプライマリ・ヘルス・ケアの向上のための保健医療協力を目的とする専門家派遣や活動支援を行う。

(2) チェルノブイリ関連共同研究

1991年以降、現地で実施したチェルノブイリ医療協力の成果を基盤に、国際機関や諸外国との共同研究を行ってきた「チェルノブイリ甲状腺組織バンク（CTB Chernobyl Tissue Bank）」の運営は、2023年に英国 Imperial College London から米国国立衛生研究所（NIH National Institutes of Health）傘下の国立がん研究所（NCI National Cancer Institute）が継承することとなった。これまで運営に携わっていた関係者とは必要な連携を図り、移管後も円滑な運営が行われるよう必要な支援を行っていく。

(3) WHO 笹川健康賞

WHO 笹川健康賞は、1984年に「世界の人々に健康を」というWHOの掲げる目標を達成するため、財団創設者笹川良一が発案し、当時のWHO事務局長ハーフダン・マーラーとの合意によって創設され、世界各国の保健衛生分野、特にプライマリ・ヘルス・ケア推

進に著しい功績をあげた個人または団体を顕彰している。2025 年度の受賞者は、2025 年 2 月に行われた執行理事会の選考委員会で選考されたデンマークの Dr Merete Nordentoft（全国的な若年層の自殺予防対策）に決定。2025 年 5 月の WHO 世界保健総会で、トロフィーと賞金 30,000 米ドルを授与する。

(4)FAPA（アジア薬剤師会連合）石館賞

FAPA 石館賞は、1986 年に財団初代理事長石館守三が当財団に寄付した資金を元に創設された賞で、東南アジア地域において薬剤業務の実践、研究、開発、教育等を通じて人々の健康と保健医療の改善に貢献する薬剤師を顕彰している。隔年開催のため、2025 年度は実施予定なし。

以上

2025年度 収支予算書

公益財団法人 笹川保健財団

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	0	8,850,000	8,850,000
特定資産運用益	37,150,000	25,000,000	62,150,000
事業収益	735,723,000	0	735,723,000
受取助成金	1,682,039,000	86,580,000	1,768,619,000
受取寄附金	109,592,000	0	109,592,000
経常収益計	2,564,504,000	120,430,000	2,684,934,000
(2) 経常費用			
助成金事業費	1,626,746,000	0	1,626,746,000
研究助成金	18,000,000	0	18,000,000
活動助成金	474,524,800	0	474,524,800
育成助成金	274,920,000	0	274,920,000
起業支援金	8,400,000	0	8,400,000
継続支援金	327,500,000	0	327,500,000
役員報酬	31,100,000	0	31,100,000
給与手当	94,764,500	0	94,764,500
臨時雇用・派遣費	15,300,000	0	15,300,000
諸謝金等	4,597,000	0	4,597,000
旅会費交通費	111,459,000	0	111,459,000
通信運搬費	14,042,000	0	14,042,000
備品消耗品費	3,720,000	0	3,720,000
事務用品費	226,000	0	226,000
印刷製本費	290,000	0	290,000
広告宣伝費	2,385,000	0	2,385,000
新聞図書費	14,008,000	0	14,008,000
諸国会費	1,221,000	0	1,221,000
水道光熱費	8,420,000	0	8,420,000
地代家賃	500,000	0	500,000
業務委託費	16,748,000	0	16,748,000
支払報酬料	160,540,000	0	160,540,000
支払手数料	40,884,250	0	40,884,250
保険料	903,000	0	903,000
租税公課	980,000	0	980,000
雑費	70,000	0	70,000
自主事業費	1,243,450	0	1,243,450
活動助成金	208,035,000	0	208,035,000
継続支援金	112,687,000	0	112,687,000
臨時雇用・派遣費	1,500,000	0	1,500,000
諸謝金等	960,000	0	960,000
旅会費交通費	300,000	0	300,000
通信運搬費	9,950,000	0	9,950,000
備品消耗品費	1,007,000	0	1,007,000
印刷製本費	305,000	0	305,000
広告宣伝費	3,700,000	0	3,700,000
新聞図書費	400,000	0	400,000
諸国会費	48,980,000	0	48,980,000
業務委託費	150,000	0	150,000
支払報酬料	100,000	0	100,000
支払手数料	26,150,000	0	26,150,000
保険料	300,000	0	300,000
租税公課	229,000	0	229,000
雑費	140,000	0	140,000
	610,000	0	610,000
	567,000	0	567,000

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
受 託 事 業 費	729,723,000	0	729,723,000
給 与 手 当	270,088,010	0	270,088,010
法 定 福 利 費	40,027,704	0	40,027,704
福 利 厚 生 費	741,981	0	741,981
諸 謝 金 等	2,530,000	0	2,530,000
活 動 助 成 金 費	46,000,000	0	46,000,000
旅 会 交 通 費	12,006,500	0	12,006,500
通 信 運 搬 費	1,294,592	0	1,294,592
備 品 消 耗 品 費	10,258,600	0	10,258,600
印 刷 製 本 費	6,237,000	0	6,237,000
	8,140,000	0	8,140,000
修 繕 費	8,767,000	0	8,767,000
廣 告 宣 伝 費	7,716,500	0	7,716,500
新 聞 図 書 費	1,067,000	0	1,067,000
諸 道 光 熱 費	200,000	0	200,000
水 道 光 熱 費	40,920,000	0	40,920,000
賃 借 料	6,350,520	0	6,350,520
業 務 委 託 費	132,182,986	0	132,182,986
支 払 報 酬 料	1,560,000	0	1,560,000
保 險 料	1,540,000	0	1,540,000
租 税 公 課 費	55,250,000	0	55,250,000
雑 管 理 運 営 調 整 費	220,000	0	220,000
	76,624,607	0	76,624,607
事業費計	2,564,504,000	0	2,564,504,000
管 理 費	0	124,230,000	124,230,000
役 員 報 酬	0	18,740,000	18,740,000
給 与 手 当	0	26,132,000	26,132,000
退 職 給 付 費 用	0	10,320,000	10,320,000
臨 時 雇 用 ・ 派 遣 費	0	1,656,000	1,656,000
法 定 福 利 費	0	19,901,000	19,901,000
福 利 厚 生 費	0	7,010,000	7,010,000
諸 謝 金 等	0	50,000	50,000
旅 会 交 通 費	0	3,487,000	3,487,000
通 信 運 搬 費	0	640,000	640,000
備 品 消 耗 品 費	0	5,880,000	5,880,000
事 務 用 品 費	0	700,000	700,000
印 刷 製 本 費	0	1,160,000	1,160,000
修 繕 費	0	250,000	250,000
廣 告 宣 伝 費	0	2,060,000	2,060,000
新 聞 図 書 費	0	649,000	649,000
諸 道 光 熱 費	0	300,000	300,000
水 道 光 熱 費	0	240,000	240,000
地 代 家 賃	0	200,000	200,000
賃 借 料	0	7,177,000	7,177,000
業 務 委 託 費	0	660,000	660,000
支 払 報 酬 料	0	3,078,000	3,078,000
支 払 手 数 料	0	7,214,000	7,214,000
保 險 料	0	500,000	500,000
租 税 公 課 費	0	20,000	20,000
雑 管 理 運 営 調 整 費	0	270,000	270,000
減 価 償 却 費	0	256,000	256,000
	0	5,680,000	5,680,000
管理費計	0	124,230,000	124,230,000
經常費用計	2,564,504,000	124,230,000	2,688,734,000
評価損益等調整前当期經常増減額	0	△ 3,800,000	△ 3,800,000
特 定 資 産 評 価 損 益 等	0	0	0
投 資 有 価 証 券 評 価 損 益 等	0	0	0
為 替 差 損 益 等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期經常増減額	0	△ 3,800,000	△ 3,800,000

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	△ 3,800,000	△ 3,800,000
一般正味財産期首残高	850,610,251	3,083,216,304	3,933,826,555
一般正味財産期末残高	850,610,251	3,079,416,304	3,930,026,555
II 指定正味財産増減の部			
受 取 補 助 金 等	330,000,000	0	330,000,000
受 取 寄 附 金	0	0	0
基 本 財 産 運 用 益	0	0	0
特 定 資 産 運 用 益	0	0	0
一 般 正 味 財 産 へ の 振 替 額	△ 502,161,000	0	△ 502,161,000
当期指定正味財産増減額	△ 172,161,000	0	△ 172,161,000
指定正味財産期首残高	2,811,358,659	113,600,000	2,924,958,659
指定正味財産期末残高	2,639,197,659	113,600,000	2,752,797,659
III 正味財産期末残高	3,489,807,910	3,193,016,304	6,682,824,214